

令和7年度 デジタルポイント活用推進事業 募 集 案 内

県では、域内消費の拡大による地域経済の活性化と地域のデジタル化を推進するため、県内の市町村、商工会及び商工会議所が実施する、県が普及拡大を推進するデジタル身分証アプリを活用したデジタルポイントの発行に取り組む事業に対して、下記の補助金を交付します。本事業の実施に係る手続き等については、デジタルポイント活用推進計画の認定に関する取扱要領及びデジタルポイント活用推進事業費補助金交付要綱に定めており、各種申請に必要な様式は、県ホームページからダウンロードできます。

1 事業概要

(1) 事業実施主体

- ・市町村
- ・商工会議所法（昭和28年法律第143号）に規定する商工会議所
- ・商工会法（昭和35年法律第89号）に規定する商工会

(2) 対象となる事業

下記①から③を満たすデジタルポイント活用推進計画（以下、「推進計画」という。市町村、商工会議所、商工会等で構成されるグループが取り組む、デジタルポイントを活用した取り組みについて、申請年度を初年度として3年度分を記載したもの）を作成して県の認定を受けた事業が本補助金の対象となります。

- ①県が普及拡大を推進するデジタル身分証アプリを活用して、1ポイントを1円として県内の商業施設等で決済に使えるポイントを発行する事業を実施すること（ポイント利用場所を市町村内に限定することは、差し支えない）。
- ②地域全体のデジタル化を推進するため、ポイントを利用する施設や機会を幅広く確保すること（例えば、特定の施設や業種、イベント等に著しく偏ったポイント利用を推進する計画は、推進計画として認定しない）。
- ③事業完了時の市町村におけるデジタル身分証アプリ（または同アプリ上で機能する市町村独自のミニアプリ）の普及率（人口に対する登録者数の割合）が、事業開始時点から15%以上増加する計画であること。

(3) 対象経費、補助率及び補助上限額 ※補助上限額は推進計画策定グループ全体での上限額

①デジタル商品券の発行に要する経費（割増商品券の割増分に相当する原資等）

- ・補助率：割増分原資の1/2以内
- ・補助上限：300万円（1年目）、150万円（2年目）

②デジタルポイントの用途拡大に要する経費

（景品や特典等として発行するデジタルポイントの原資）

- ・補助率：対象となるポイント原資の1/2以内
- ・補助上限：50万円（1年目）、25万円（2年目）

③アプリの使用料及び広報に要する経費

- ・補助率：対象経費の1/2以内
- ・補助上限：50万円（1～3年目）

推進計画の認定を受けたグループは、計画期間の3年間にわたり、左記①から③の補助を活用できます（補助は段階的に減少）。なお、補助金の交付申請は、グループの構成員が個々に行います。

(4) 事業実施期間

交付決定日から令和8年2月28日まで（翌年度への繰越しはできません）。

2 募集期間

推進計画の募集期間は、令和7年3月19日（水）から令和7年4月30日（水）までとします。

※書類に不備があった場合には、当該不備の修正が完了した時点での受理となります。

※予算に残額がある場合は、令和7年5月から各月第3金曜日を期限として再募集を実施し、予算額に達した時点で通知なく募集を締め切ります（ホームページで募集状況を公開します）。

3 応募方法

(1) 推進計画の認定申請に係る提出書類

- ①デジタルポイント活用推進計画認定申請書（取扱要領別記様式第1号）
- ②デジタルポイント活用推進計画書（取扱要領別紙3）
- ③事業の推進体制が分かる資料（役割等を記載した相関図など）
- ④アプリやシステム等の概要及びポイントの運用スキームが分かる資料
- ⑤過去3か年の財務諸表等、組織の経営状態が分かる資料
（デジタルポイント活用推進事業費補助金の申請予定者のみ提出すること）
- ⑥暴力団排除に関する誓約書（取扱要領別紙4）
（グループの構成員全ての分を提出すること）

※市町村については、⑤及び⑥の添付は不要とします。

(2) 補助金交付申請に係る提出書類

- ①補助金交付申請書（要綱別記様式第1号）
- ②事業実施計画書（要綱別紙1）
- ③事業実施主体の概要がわかる資料（パンフレット等）
- ④県税に未納がないことを証する書類（納税証明書【税目：全ての県税】）
- ⑤事業費の積算根拠となる見積書等

※申請者が市町村の場合、③及び④の添付は不要とします。

(3) 提出方法

提出書類一式を下記宛て送付してください。

宮城県経済商工観光部富県宮城推進室 商工企画班

〒989-8570 仙台市青葉区本町3丁目8番1号

4 審査及び結果の通知

(1) 推進計画

募集期間が終了した都度、申請書を一齐に審査・認定し、交付決定の予定額が県の予算額に達した時点で、通知なく募集を締め切ります（県ホームページで募集状況を公開します）。なお、推進計画の認定を受けたグループには、認定とあわせて、補助金交付申請の期限を通知します。

(2) 補助金交付申請

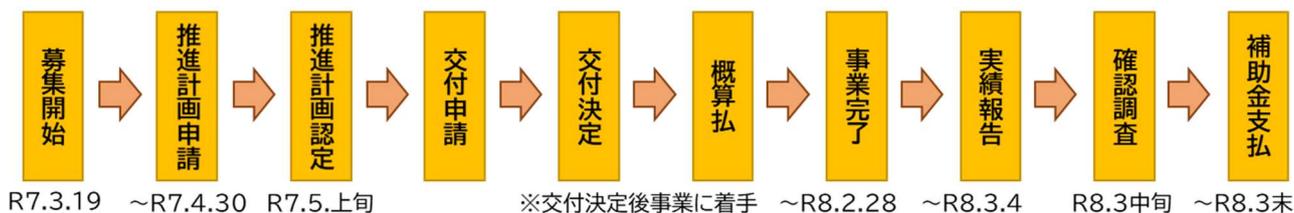
申請書を審査し、補助金を交付することが適当であると認められた場合、補助金交付を決定し、

申請者宛てに文書で通知します。交付決定の後、申請者は事業に着手することができます。

5 事業実施スケジュール

補助金は原則として精算払ですが、やむを得ない事情がある場合に限り、交付決定後に概算払を申請することができます。概算払が必要な場合は、予め県にご相談願います。

事業実施主体は、事業完了後30日以内又は令和8年3月4日のいずれか早い日までに県に実績を報告し、県の確認調査を受けた後に、補助金が支払われます。



6 申請様式等

申請に必要な様式等は、下記のホームページに掲載しています。

<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/fukensui/pointproject.html>

7 本事業に関する問合せ先

宮城県経済商工観光部 富県宮城推進室 商工企画班

TEL: 022-211-2791 E-mail: fukensuip@pref.miyagi.lg.jp